

データ活用による交通ネットワーク再編業務委託 プロポーザル募集要綱

1 趣旨

現在、市町村では、コミュニティバスやデマンド交通の運行等に取り組んでいるが、財政負担が増加しており、効率的・効果的な交通サービスの実施が必要となっている。

一方、近年の情報通信技術（ICT）の発達に伴い、交通関連ビッグデータの活用が可能となっている。

このため、モデル市町村においてデータを活用した調査を実施し、交通ネットワークの再編を支援するとともに、その成果を他市町村に横展開する。

2 対象業務

(1) 業務名 データ活用による交通ネットワーク再編業務

(2) 業務内容 別添仕様書のとおり

(3) 履行期限 令和3年3月12日（金）

(4) 委託限度額 15,000,000円

（本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。）

3 参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。

(5) 民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。

(6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

(7) 過去5年以内(平成27年4月1日～令和2年3月31日)に、地域公共交通に係る計画策定等の業務実績を有すること。

(8) 人口流動統計分析等ビッグデータを活用した調査等の業務実績を有すること。

(9) 平成31・32年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿において以下の業務で登載されている者であること。

申請業務[業務分類(大)]	建設コンサルタント
希望業務[業務分類(小)]	交通及び路線

(10) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できること。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和2年4月28日(火)午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

別添質問書(様式第5号)に記入の上、下記担当あて電子メールで送付すること。

質問書の質問項目、質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

なお、簡易なものを除き、電話及び直接来課による質問には応じない。

(質問書提出先: 交通政策課 交通企画・バス担当 a2220-10@pref.saitama.lg.jp)

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せた上で、令和2年5月1日(金)までに本募集要綱を掲載したホームページに掲載する。

5 提出書類等

(1) 提出書類及び部数

別添「企画提案書等提出書類作成要領」を参照の上、次の①から⑦の書類を7部(正本1部、副本6部)提出すること。

①参加申込書(様式第1号)

②企画提案書(様式自由)

③業務工程表(様式自由)

④業務実施体制調書(様式第2号)

⑤同種業務実績調書(様式第3号)

⑥会社概要調書(様式第4号及び会社パンフレット等)

⑦参考見積書(様式自由)

(2) 提出期限

令和2年5月18日(月)午後5時 (必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明)によること。

持参の受付期間: 平日午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(4) 書類作成上の注意

提出書類の規格は、原則としてA4版とすること。なお、書類提出後の追加及び変更は、原則として認めない。

(5) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

6 審査及び選定方法

本県が設置するプロポーザル審査委員会において、審査及び選定を行う。

(1) 審査方法

①第1次審査(書類審査)

・参加要件ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。

- ・応募者多数の場合には、第2次審査に参加する者を5者に選定する。
- ・第1次審査結果は、令和2年5月22日（金）までに電子メールで通知する。

②第2次審査（プレゼンテーション審査）

- ・企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。
- ・プレゼンテーション審査の日程、開始時間及び会場等は、第1次審査通過者に第1次審査の結果とともに電子メールで連絡する。
- ・プレゼンテーション審査の時間は15分、質疑の時間を15分とする。
- ・第2次審査に出席できる人数は3人までとする。
- ・プレゼンテーションは提案者の代表者又は実際に業務に従事する予定の者が行うこと。
- ・第2次審査（プレゼンテーション審査）の結果は5月下旬にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

(2) 選定方法等

- ・上記の審査により、企画提案内容、業務実施体制、業務実施方法、見積額等を総合的に勘案し、委託候補事業者を選定する。
- ・県は委託候補事業者との協議により仕様書を調整し、協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴収し当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- ・委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 参加要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

7 無効とする参加申し込み

次の各号のいずれかに該当する申し込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- (3) 虚偽の申請により資格を得たものが提出したもの
- (4) 指定する提出期間を超えて提出（到達）したもの
- (5) 「5 提出書類等」の（1）に示す提出書類がないもの。
- (6) 参加申込書に申請者の記名・押印のないもの。
- (7) 委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。

8 プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

9 契約保証金について

- (1) 本県と合意に達した委託候補事業者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結後、契約保証金（契約金の100分の1以上）を納めること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 スケジュール（予定）

項目	日程
募集開始	4月17日（金）
質問書提出	4月17日（金）～4月28日（火）
質問への回答	4月28日（火）～5月1日（金）
参加申込書・ 企画提案書等提出	5月7日（木）～5月18日（月）
第一次審査（書類審査）の結果通知	5月22日（金）までに連絡
第二次審査（プレゼンテーション審査）	5月下旬
選定結果の通知	5月下旬～6月上旬
契約の締結	6月上旬以降

11 その他

- （1）提出された提案書等は返却しない。
- （2）参加申請に要する一切の費用は応募者の負担とする。
- （3）提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- （4）業務委託契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- （5）新型コロナウイルスの感染拡大等、社会情勢の変化に対応するため、スケジュール等を変更する可能性がある。変更については、随時、県ホームページで公開するので、必ず確認すること。

【問合せ先・電子メールの送付先】

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

電話：048-830-2232

電子メール：a2220-10@pref.saitama.lg.jp